

日 EU 合同金融規制フォーラム第6回会合における共同声明（仮訳）

日 EU 合同金融規制フォーラムの第6回会合は、2025年12月15日及び16日にブリュッセルで開催された。

参加者は、日本、EU、そして世界の市場動向や金融安定上のリスクについて議論した。また、参加者はサステナブルファイナンスやデジタル金融（暗号資産を含む）、銀行・保険セクター、資本市場に関する事項を含む、幅広い規制・監督上の課題についても意見交換を行った。

参加者は、国際的に合意された基準及び国際的なフォーラムにおける多国間協力の継続の重要性を強調した。

日 EU 合同金融規制フォーラムは、アレクサンドラ・ジュール=シュレーダー欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局次長及び三好敏之金融庁金融国際審議官が共同議長を務めた。

本フォーラムには、金融庁及び欧州委員会に加え、欧州中央銀行（ECB）、欧州銀行監督機構（EBA）、欧州証券市場監督機構（ESMA）、欧州保険年金監督機構（EIOPA）及び单一破綻処理委員会（SRB）の幹部が参加した。

参加者は、インフレに紐づくリスク及び不確実な世界見通しの双方に留意しつつ、最近のマクロ経済及び金融安定の動向をレビューした。

脆弱性をモニタリングし、地政学的な動向を含む金融安定への潜在的脅威を軽減するため、国際機関を通じたものも含め、緊密な情報交換の継続が重要であることを強調した。

デジタル金融分野では、参加者は、暗号資産規制、ステーブルコインの動向、金融サービスにおけるAIの新たな活用について意見交換した。

金融庁は、進行中の暗号資産に係る法規制枠組みの見直しや国内のステーブルコイン流通状況など、日本の暗号資産及びステーブルコイン制度に関する最近の取組を説明した。また、金融分野におけるAIの健全な活用促進に向けた取組についても説明した。欧州委員会は、暗号資産市場規制（MiCA）の実施状況及び関連する実施措置の進捗を報告した。

参加者は、責任あるイノベーションの重要性を確認し、G20、金融安定理事会（FSB）、証券監督者国際機構（IOSCO）など国際的な場での協力強化について議論した。

サステナブルファイナンスでは、参加者は、トランジション・ファイナンスやサステナビリティ報告枠組みに関する動向を含むサステナブルファイナンスの進捗について共有した。

金融庁は、日本におけるトランジション・ファイナンス及びサステナビリティ開示枠組みに関するロードマップの状況について、最近の取組を紹介した。EU側は、投資家向けの情報提供の簡素化と金融関係者の事務負担や法令遵守コストの軽減を目的としたサステナビリティ開示要件の合理化に関する取組を説明した。

参加者は、引き続き国際的な調整の重要な参考点である「サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）」を通じたものも含め、ネットゼロへの秩序ある移行を支援するための二国間及び多国間のフォーラムにおける継続した協力の必要性を再確認した。

参加者は、EUと日本におけるバーゼルⅢ改革の最終要素の実施に関する進捗をレビューし、日本がすでに完全実施していることを認識した。参加者は、法域横断的にバーゼルⅢ枠組みを完全、適時かつ整合的な形で実施することの重要性を強調した。

彼らは、危機管理・預金保険制度改革についても議論した。欧州委員会は、EUの危機管理・預金保険制度の見直しに係る進捗を報告し、金融庁は危機管理に関する当局の準備状況を説明した。さらに、参加者は、G-SIBsの破綻処理計画に関する協力について年次の進捗報告を行った。

保険分野では、参加者は、国際資本基準や広範な監督上の取組に関する進行中の作業を含む、保険監督者国際機構（IAIS）における最近の取組、について議論した。

欧州委員会は、ソルベンシーII見直しや自然災害に関する作業を含むEUの政策動向を報告した。金融庁は、経済価値ベースのソルベンシー規制の最新状況や、生命保険会社の再保険や、損害保険会社における自然災害リスク管理の動向を含む、日本の保険分野における最近の動向を説明した。

資本市場の分野では、参加者は、両法域の政策動向について意見交換した。

欧州委員会は、貯蓄・投資口座の設計に関する加盟国への勧告や、EU域内の資本市場統合・監督に係るパッケージの採択など、EU貯蓄・投資同盟（SIU）に関する進捗を報告した。欧州委員会は、民間資本の動員、市場統合の強化、EU資本市場の競争力と強靭性の向上において、同委員会が中心的役割を果たすことを強調した。また、ファンド分野の改革についても報告した。一方、金融庁は、日本の資産運用立国に係る取組の概要を紹介し、家計の安定的な資産形成の支援、資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの能力向上、コーポレートガバナンス改革の推進などを説明した。

さらに、参加者は、T+1決済サイクルへの移行に向けた取組や、システムクリスクの監視・対応策を含むノンバンク金融仲介（NBFI）に関する最近の規制動向について

ても意見交換した。

参加者は、引き続き、これらのトピック及び相互に関心のある他の分野について緊密に意見交換し、次回のフォーラム会合に向けて準備していくことに合意した。次回のフォーラム会合は 2026 年に東京で開催予定である。

(背景)

日 EU の金融規制協力は、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の金融規制に関する規制協力に関する附属書 8-A」に基づいている。

この付属書は、2022 年 3 月に金融庁及び欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局(DG FISMA)によって採択された「日 EU 経済連携協定附属書 8-A」に基づく金融規制に関する日 EU 協力の実施のための実務的取決めを定める枠組み」によって補完されている。

これらの取決めは、日 EU 合同金融規制フォーラムの開催や参加者間の情報交換などに関するものである。

金融規制協力の目的は、金融の安定、公平かつ効率的な市場、及び、投資家・預金保険者・保険契約者あるいは金融サービス提供者がフィデューシャリー・デューティーを負う者の保護を、さらに強化するために、二国間及び国際機関において活動することとされている。日 EU 合同金融規制フォーラムは、金融庁と欧州委員会との間の議論のための主要なプラットフォームであり、毎年開催されている。ECB、欧州監督者機構及び SRB は、本フォーラム内の議論に定期的に参加している。

欧州委員会の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局及び日本の金融庁は、IPSF に参加している。IPSF は、環境面で持続可能なファイナンスを目指して、情報交換や関係する政策協調の努力を促進するものとなっている。IPSF は、タクソノミー、基準及びラベル、開示といった、投資家が世界的なグリーン投資機会を識別しあつ獲得するための基盤となるイニシアティブに焦点を当てている。

2019 年 10 月 11 日、金融庁と SRB は、再建・破綻処理に関する協力枠組みに合意した。